

第4回奈良県景観審議会 議事録

日 時：平成23年12月21日（水） 午後2時00分～午後5時15分

場 所：奈良県文化会館 集会室A,B

出席者：

【委員】 岩井委員、江川委員、佐野委員、長坂委員、鳴海委員、西田委員
南川委員、脇田委員、井岡委員、内野委員、湊上委員

【事務局】 影山景観・環境局長、福谷景観・環境局次長、山菅風致景観課長

【幹事】 馬場自然環境課長、細川建築課長、市川地域デザイン推進課長補佐
米田地域政策課長補佐

【風致景観課】 藤野補佐、島田係長、辰巳主査、新子主査、中尾主査
西川主任主事

- 議 題： 1・奈良県景観審議会会長及び副会長の選任
2・奈良県景観審議会審査指導部会委員の選任
3・奈良県景観条例と景観計画の運用について
4・その他の景観施策について
5・奈良県景観資産登録候補の審査について

公開・非公開の別： 公開（傍聴者なし）

議 題1 第2期奈良県景観審議会の会長に鳴海委員、副会長に西田委員が選任。

議 題2 第2期奈良県景観審議会の審査指導部会委員に鳴海委員、西田委員、江川委員、長坂委員、岩井委員が選任。

議 題3 奈良県における景観法の届出件数及び届出行為の報告。

議 題4 平成24年度に奈良県が行う景観施策について説明。

議 題5 奈良県景観資産の登録候補を審議会にて審査。

議 事 録

事務局 : 開会

公開開催の案内 (略)

影山景観・環境局長挨拶 (略)

景観審議会委員の紹介・挨拶 (略)

幹事課の紹介・挨拶 (略)

鳴海会長 : 議事録署名委員の指名 (略)

(署名委員は、会長及び江川委員)

鳴海会長 : それでは、先ほどもありました会議の途中で、特に景観資産の登録の審査についてテレビの報道関係のカメラが入りますので、どうぞよろしくお願
いしたいと思います。今日は主な議題が二つございますが、最初に奈良県
の景観施策とその概要について事務局のほうからご説明して頂きますでし
ょうか。

辰巳主査 : 風致景観課の辰巳と申します、どうぞよろしくお願い致します。説明させ
て頂きます。まず、資料1の方をご覧頂けますでしょうか。資料1で奈良
県の景観法の届出制度の運用状況ということで、制度が始まってから届出
状況のほうを説明させて頂きます。まず資料1の1ページ目をご覧頂けま
すでしょうか。まず、奈良県の景観法の届出件数ということで、景観法が
平成21年11月1日より施行されて2年1ヶ月をけ経過しております。
その中で届出件数ですが初年度は48件、去年の22年度は128件、
今年度に入りまして69件の計245件の届出がございました。なお、景
観法に基づく勧告とか変更命令というのは1件もございません。続きまし
てその届出行為の種類ということですが、右側の円グラフの上になりますが、
届出行為の内の45%ほぼ半分近くを工作物で、携帯の基地局が半数
近くを占めております。建築物というのは約4割程度占めております。そ
の他、自動販売機とか開発行為、土地の形質変更、物件の堆積というのが
2割程度を占めております。その下は、届出の建築物の内のどういう種類
があるかということですが、まず店舗とかいうのが24%で4分の1を占
めておりまして、次は福祉施設、病院とか老人ホームが24%で4分の1、
工場とか倉庫関係これが23%、これも4分の1を占めております。共同
住宅というのが13%で、傾向といたしましては、大規模な建築物とい
うのは着工個数が景気の冷え込みで少なくなっている状況です。特に共同住
宅の建設に関してはかなり落ち込んで、届出件数も減っている状況です。
1ページ目の1番下ですが、月別の届出件数ということですが、約月10

件程度の届出がある状況でして、傾向といたしましては工作物で携帯の基地局の届出が昨年度ピークに減る状況にあります。これは、携帯基地局がある程度建ち尽くしたというので届出が減る状況にあります。

次、2ページ目ご覧頂けますでしょうか。市町村別の届出件数ということで、市町村別に届出件数一覧にしております。傾向といたしましては、平野部では建築物の届出が多い状況ですが、宇陀とか吉野地域の山間部では携帯基地局とか電力鉄塔とか工作物の届出が多い状況になっております。次、その下にいきまして3番目の地域別の届出件数ですが、景観形成区域のうち、幹線道路沿いとかインターチェンジ沿いを重点区域にしておりますが、85%のほとんどが一般区域の届出になっております。これは重点区域の幹線道路沿いというのはもう既に建物が建ち尽くしておりますので、新たに建物が建つというのは少ないので届出が少ない状況にあります。次、4番目の行為別の届出件数ということで、建築物とか工作物とかどういった届出かと、新築、増改築、外観の変更と出ておりますが、これも傾向としまして工作物は新築の届出が大多数を占めておりますが、建築物は新築が6割程度で、4割は外観の塗り替えが占める状況になっております。

次、3ページ目ご覧頂けますでしょうか。これは、届出の指導事例ということで、過去に昨年度届出されたもののうち、指導により改善したという事例を紹介させていただきます。これは大型家電店舗の事例で、御所市で今建設中なんですけど、提案1ということで、当初は一番上の絵柄内容で届出したいということで相談がございまして、ここの店舗は全国的にこの模様で建設されているということで相談があったんですけど、これではちょっと景観的にそぐわないということで、強調色の色を減らすようにとか、あと壁面の縞模様をやめるようにしてはどうかというふうに相談させて頂きました。これ以外にも外部の植栽の状況とか設備の隠し方とかそういう内容も全般にわたって相談させて頂きました。その下の提案2といういことで、そういう相談の中でむこうが示してきた提案が、これでも少しちょっと派手な印象を受けますので一応強調色を赤、黄、青3色使ってますが、1色減らしてはどうかと。それとあと看板ですね。屋上の看板も撤去することも含めて、もう少し色彩がなんとかならないかとか、白と赤を逆転してはどうかと提案しまして、最終外観ということで一番下に示しておりますこの案で落ち着く形で最終決定致しました。これは、強調色を入り口の茶色一色という形にしまして、あと屋上看板は赤白逆転しまして、あと外壁のほうはちょっとコピーでは見にくいですけど薄いベージュにしましてちょっと縞模様に見えますが、これは外壁のALC板にリブタイプを混ぜる形で、外壁が単調になるのを防ぐ形で色は一色なんですけど模様で工夫しているようになりました。これが事例となります。

次、4ページ目をご覧頂けますでしょうか。6番で景観環境保全センターの景観パトロールということで、奈良県のほうでは景観環境保全センターの監視員が景観法の無届行為について監視活動を行っておりまして、無届

行為があった場合には届出をするようにと。これを受け、奈良県の景観基準に合うように指導しております。制度が始まりましてから45件報告がありまして、その内21件が届出が必要なのに届出がなかったということで指導をしております。傾向としまして、景観法の施行直後というのは外壁の塗り替えというのは届出行為であるとは知らずに着工されるという事例が見受けられたのですが、ある程度制度が浸透して、最近では無届の着工というのは減る傾向にあります。以上、私のほうから奈良県景観状況の報告ということでさせていただきます。ありがとうございました。

鳴海会長： はい、どうもありがとうございました。ただ今のご報告について何かご質問がございましたらよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

脇田委員： 2ページの上の市町村別の届出件数というところですが、ここに明日香村というのが出てこないんですけれども。ゼロという意味なのか、それとも何か意味があるのでしょうか。

辰巳主査： 風致景観課の辰巳です。お答えさせていただきます。この次にちょっと説明させて頂こうと思っているところなんです、奈良県内の景観行政団体としまして奈良市、橿原市、明日香村、生駒市、斑鳩町というのは独自の団体になっておりますので、県のほうではなくそれぞれの市町村に届出するということになっておりますのでこのグラフには載っておりません。

脇田委員： わかりました。

鳴海会長： それでは次の報告に移りたいと思いますが、今のご質問と関係ありますが景観行政団体への移行状況ということで説明して頂きます。

辰巳主査： 引き続き説明させていただきます。資料2のほうをご覧くださいませでしょうか。奈良県内の景観行政団体への移行状況ということで報告させていただきます。平成23年1月1日に、生駒市と斑鳩町が景観行政団体に移行致しました。そして本年の10月1日に斑鳩町が、11月1日に生駒市が独自の景観計画を施行することとなりました。そして、生駒市と斑鳩町が景観行政団体に移行したことにより、その市町の区域は奈良県景観計画の区域から除外されるということになります。先ほども説明しましたように、奈良県内の景観行政団体がこれで5つ、奈良市、橿原市、明日香村、生駒市、斑鳩町の5団体ということになります。その下の図ですが、それがそれを示しておりまして、色の塗ってない白い所が景観行政団体になったところでございます。この黄色い所が奈良県の景観計画区域ということになります。なお、来年の4月に桜井市が景観行政団体へ移行する予定となっております。

次、2ページ目ご覧いただけますでしょうか。今年度、今年景観行政団体になりました生駒市と斑鳩町の景観計画の特徴ということで簡単に説明させていただきます。2ページ目が生駒市の景観計画の特徴ですが、生駒市内全域区域を景観区域に指定しておりまして、その区域を自然景観区域、田園景観区域、市街地景観区域、広域幹線沿道区域、生駒駅前北口再開発区域の5つの区域に分け、それぞれに景観形成基準を作っております。その下の図が区域分けを色分けしているものです。その届出対象は、幹線道路沿いを重点区域としまして、届出対象規模を引き下げております。通常、生駒市全域建築面積1000㎡とか、高さ13mを超える建築物に関して届出対象にしています。その重点区域の沿道沿いに関しては建築面積500㎡、高さ10mを超えるものを届出対象にしております。なお、駅前区域につきましては建築物全てについて届出対象しております。景観形成基準の特徴ということで1例を書かして頂いておりますが、まず田園景観区域の外壁の色彩については県の色彩基準よりも彩度を抑えた基準、厳しい基準ということにしております。建築物等の外壁は、道路面の境界から1m以上後退させるという基準になっております。そして緑地は、面積の3%以上、あと外壁の光源とかは立面積の5分の1以下にするという基準になっております。

そして次、3ページ目ご覧頂けますでしょうか。斑鳩町の景観計画の特徴ということで簡単に説明します。まず町内全域を景観区域にしておりまして、自然景観区域、田園景観区域、歴史景観区域、市街地景観区域、幹線道路沿道重点景観形成区域、JR法隆寺駅周辺地区重点景観形成区域の6つの区域に分けて、それぞれ景観形成基準を設定しております。下の絵が区域を色分けした地図になっております。届出対象なんですけど、斑鳩町の幹線道路沿いで、この地図の赤い点線の所国道25号線沿いとかになるんですけど、あとJR駅前ですね、そこは通常建築面積1000㎡、高さ13mを超えるものを届出対象なんですけど、この重点区域に関しましては建築面積100㎡、高さ10mを超える建築物を届出対象ということに設定しております。景観形成基準の特徴ということでこの括弧内に書かして頂いてますが、まず歴史的街並みなどでは勾配屋根など地域特性を生かした外観にすることなどとなっております。屋上設備などは建物全体と調和させ、ルーバー等による覆う措置を講じることとなっております。これも斑鳩町独自になるんですけど、太陽光パネルを設置する場合は屋根の色彩と調和のとれた色彩で光沢のないものを使用するよという基準になっております。以上が県内の景観行政団体の移行状況ということで報告になります。どうもありがとうございました。

鳴海会長： はい、どうもありがとうございます。今のご報告に何かご質問がございますでしょうか。ご質問が無いようでしたら次の3番目でございますが、景観住民協定認定制度について事務局からご説明頂きます。

新子主査： 風致景観課の新子と申します、よろしくお願い致します。ご説明させていただきます。資料3の景観住民協定認定制度でございますけれども、資料3の所にはこれまでに協定を結んで頂きました地域の一覧を書いております。それと添付資料で、このような景観住民協定制度のあらましというこの冊子をお手元に置いてございますけれども、そちらの方に概要を書かせて頂いております。この景観住民協定制度でございますけれども、奈良県の景観条例に基づく施策でございます。地域の方々が景観に関するルール作りをして頂くというような制度でございます。色んな地域がございまして、主なものは2パターンございまして、1つは地域の公共スペース等に花壇を造ったりして花づくり、こういうものをメインに考えておられたり、後は地域の環境整備基準、例えば屋根の色とか、自動販売機の色であるとか、看板とかそういうふうな物をどうするかとかいう基準を作っているというのが1つのパターン。もう1つはですね最近1事例出てきたんですけれども、高取町の土佐街道周辺で7自治会が協同で結んだ景観住民協定がございまして、これは自治会が連合して1つの目標に向かってルールづくりをしようという形でございます。街並みを守るというような形でございます。景観住民協定自身につきましては、住民の方々の紳士協定という形になっておりまして罰則等はございませんけれども、地域の皆様が自分達で作ったルールを自分達で守って頂くと、その上で景観を良くしていくと、そういう制度でございます。これまで13地区を認定しておりますけれども、明日も奈良市の自治会のほうで1件認定をさせて頂く予定をしております。以上でございます、よろしくお願い致します。

鳴海会長： はい、どうもありがとうございます。何かご質問ございますでしょうか。

鳴海会長： 明日の奈良市というのはどの辺ですか。

新子主査： 奈良市の学園北2丁目の周辺なんでございますけれども、学園朝日町。学園前駅の近辺でございます。

鳴海会長： 何かご質問等ございますでしょうか。無ければ次にまいります。4番目でございますが、景観創造事業の概要についてご説明願います。

島田係長： 奈良県風致景観課の島田でございます。私のほうから資料4の奈良県景観創造事業の概要についてご説明させていただきます。失礼ながら座らせて頂きます。まず、ここに書きましたように奈良県の景観向上について、平成21年度より奈良県景観条例を施行し、景観計画を策定し、公共事業景観形成指針などの策定をいたしました。それで個別に良い景観の検証や、良くない景観の改善等を考えてきた訳なんですけれども、これにつきまして

では景観環境局にとどまらず、奈良県にふさわしい景観を創造するために1つの部局だけではなく奈良県全体としてどのように関与すべきか、どのような施策を展開すべきかという考えの下に、県の7部局28課室から部局を横断して景観創造推進本部を組織いたしました。そして、個々の景観に関する検討課題ごとに5つの部会を設置しております。これ下の表、資料3分の2くらいを占める表なんですけど、これをまずご覧頂きたく存じませぬ。奈良県景観創造事業の推進体制ということで景観創造推進本部、景観環境局長を本部長にいたしまして、その各関係部局の次長を本部の構成員としてその下に活用部会、広告物色彩部会、公共施設景観部会、県民主体の景観づくり部会、彩りづくり部会の5つの部会を設置しております。7つの部局28の課室から申しますと、いま現在奈良県で知事部局だけで13の部局室、78の課室があります。それから、会計局の2つの課でありますとか、教育委員会あるいは警察本部もございますので90前後位の課室があるということになるんですが、それからいたしますと28の課室ということで県の組織の3分の1程の課室が関わって、奈良県の景観、良好な景観の創造、景観の保全というものについて何らかの施策を講じようということがございます。それから、それぞれの部会の検討ごとに修景助成制度や屋外広告物規制の強化、これは下の部会の広告物色彩部会の所管になります。これはいま景観審議会ということで、景観法や奈良県景観条例に則した事例を説明しておりますが、修景助成制度や屋外広告物規制の強化につきましては、屋外広告物法や奈良県屋外広告物条例というものが直接的な根拠規制としてある訳なんですけれども、屋外広告物というものがそれ自体がいい物であればいいんですが、良くない物であれば景観を阻害する要因になりかねないということ、景観創造というものの非常に大きな要素として考えられますので、この修景助成制度や屋外広告物の規制の強化というのを考えたいとこの推進本部の体制の中に組み入れて検討しております。それから良好な景観の維持、これ私ども行政だけではとても立ちいかないということもありますので、やはり地域住民の方、県民の皆様のご協力やご自覚というのでしょうか、そういう日々の普段の取り組みなしには維持できないということもございますので、県の景観行政のパートナーシップを発揮できるようなそういった方を育成、それからご活躍頂けるような環境づくりをしようということで景観サポーターの制度ということを検討しております。それから、植栽による彩りづくり事業というのは県内各所で、公共施設とかあるいは公共的な場所それらを個々具体的な場所にどのようなものを植えるか、あるいは植えないかということを通じて植栽景観を豊かにすることを考えたいと思っております。それから良好な景観を検証して後生に伝えるということも非常に景観創造にとって大きな要素であるという認識のもとに、奈良県景観条例にも規程しておりますが、また後ほど詳しく説明させていただきますが奈良県景観資産の登録などを展開したいと思っております。奈良県景観資産につきましては登録後

の活用については活用部会で検討していくことになっております。この中のほとんどの施策につきましては、平成24年度、来年度の予算要求をしておりますところで、まだ事業化されるということではございませんが予算を獲得してこのような形で景観創造のために施策を積極的に展開できるようにと思っておりますので、委員の皆様方のご理解、ご協力あるいはご指導、ご助言、あるいは時には苦言も頂戴できればと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。その中の景観資産につきましては、今回第1回目の登録だけは今年度中に達成させるというそういう形で進めさせて頂きたいと思っております。以上です。

鳴海会長： ありがとうございます。何かご質問ございますか。

鳴海会長： 修景助成というのはどこに使うのでしょうか。

島田係長： 大きく3つございますけれども、例えば大きな広域幹線の沿道の交差点の所に、看板を設置とかそれを禁止地域と致します。それを大きな看板は駄目なんですけれども、案内板とか適正の物であればそこに置いて頂くことができるということで、中にはそちらに替えて頂く、適正な物に替えて頂くことの実を上げるために何らかの助成と言いますか、具体的に言えば補助金を交付することによって景観を阻害するような要因の是正、あるいは適正な適格な案内表示が出来る、そういう景観を造りたいと考えております。それ以外に、私どもの許可基準、許可、禁止ということではなしに誘導基準と申しまして、法の基準には叶っておりますけれども、やはりあるべき姿、良い景観としてのあるべき姿はどういうものなのか、やはり理想というものを掲げるわけでございまして、その理想にできるだけ近づけるようにそれ自体は適法ではあるけれども、通常感覚から見て、これは奈良県の景観には相応しくないのではないかとそのように思われるもの、規制を強化しようと指定している地域の中における適正な広告物の配置の実を上げるために補助金を交付させて頂く、そういったことを考えております。そういった色んな制度が満載になってます修景助成制度ということで予算要求しております。

鳴海会長： どうもありがとうございます。他にどなたかご質問ございませんでしょうか。それではご報告については以上で終わりましたので、これから奈良県景観資産登録の審査に入らせて頂きます。

岩井委員： さかのぼってしまうんですけれども、届出の3ページの事例を挙げて頂いたんですけれど、とってもカラーコピーって全く違った色に出るので、こういう時は必ず、ページって仰ったけれどもとても想像つきませんので必ず数値で表現して頂く、たぶんこれ申請の図面にはマンセル記号が入

ってるんだと思うので載せて頂かないとこちらには伝わってこない。ページって仰るけど、カラーコピーはグリーンやと思って、どう解釈したらいいのか分からなくなりますので、数値を載せて頂くようにこういう時は、お願いします。

辰巳主査： わかりました、改善させていただきます。

鳴海会長： 他にございませんか。

脇田委員： 内容ではないんですけれども、この景観審議会は広い意味での奈良県の景観について言っているのか、先ほどの資料の作り方で思うんですけれども、全市町村が載ってない。狭義の奈良県の所の審議しているのかどちらなんですか。

藤野補佐： 奈良県の景観計画に対しての話でございますけれども、景観行政狭義の上では奈良県の景観区域に関わってくるものでございますけれども。景観条例や景観施策については、奈良県全体に関わるものでございまして、県の施策に対しての助言ですとかそういったものを頂くと。景観法に基づく立場としまして景観審議会というのは景観区域のことだけでございますが、それ以外に奈良県の施策に対しての助言などを頂くという位置づけをしております。

脇田委員： 黄色い地域だけでいいということですね。

鳴海会長： 厳密に言いますと、届出とか指導は制度によりますのでこの色の付いたとこだけが我々の議論の対象になり、それ以外の県の基本施策とかについては全県の議論をすればいい。2重構造になっている。

脇田委員： 次に審議するような景観登録、それは全県で考えるということですね。

山菅課長： 届出と言いますか規制的なものにつきましては県も1つの景観行政団体で同格であるので、市町村が独立された所については手を出しません。残りの黄色で色づけされている所について考えていこうと。ただ、今日の議題であります優良な景観資産という登録していこうというものにつきましては、県全体の中で考えさせて頂こうとという形で思っております。

脇田委員： はい、結構です。それと先ほど質問したんですけれども、参考資料として景観行政団体のそういう届出関係も挙げて頂くとより分かりやすいというふうに思ったんです。

鳴海会長： それはそうして頂くほうが分かりやすいですね。

藤野補佐： 分かりました、そうさせていただきます次回には。

鳴海会長： 他に何かご要望、ご質問がございましたら。それでは次が少し時間をとります審査に入りますので、報告が終わった段階で休憩させて頂いて。10分休憩して頂きますようお願いいたします。35分再開でよろしくお願ひします。

鳴海会長： それでは審議を再開してよろしいでしょうか。そうしましたらまず最初に、奈良県の景観資産登録について事務局のほうからご説明して下さい。

新子主査： 風致景観課の新子と申します、ご説明させていただきます。資料の5番でございます。奈良県景観資産の登録でございますけれども、先ほどご案内させて頂きました、奈良県景観創造推進本部の活用部会のところで議論をしております、良好な景観をPRして観光やにぎわいづくりに繋げる施策という形で出来たのが景観資産という制度でございます。景観資産そのものは、奈良県景観条例第20条に基づいております。景観資産とは何かにつきましてはこちらに書いておりますように、「景観的な価値を有する建造物もしくは樹木、また優れた景観を眺望出来る地点であって良好な景観の形成の推進に資すると認められるもの」これが景観資産の定義でございます。ただし、対象としないものについてはその下に書いております通り、文化財そのもの若しくは他の法令におきまして指定されているものについては対象外とさせて頂きたいと考えております。次に登録の目的でございますけれども、この景観資産を登録する目的は大きく2つございまして、観光資源として活用していきたいというのが1つございまして、もう1つが景観づくり、地域づくりへの県民意識の向上と、この2つの観点の素材として活用していきたいと考えております。次に選考基準でございますけれども、5つの基準がございましてその内の3番、4番、5番につきましては予め事務局のほうで精査させて頂く形になっておまして、この主観的要因と書いてございます1番、2番の観点より各委員の先生方にご審議を頂きたいというふうに考えております。次のページでございますけれども、選考方法でございますけれども、まずこの景観審議会のほうで登録候補を選定して頂く。この審議会で選定頂くのはあくまで登録候補という形でございます。それを最終的に知事が決定するという形で、この制度は毎年登録していく訳ですけれども、登録件数につきましては大体30件程度ということをご想定しております。1度にあまりたくさん登録はしないというふうに考えております。登録方法といたしましては、毎回テーマを付けて登録することを想定しております。募集方法につきましては、通年で募集させていただきますけれども、この景観資産制度自身がですね今年

度から始まりということもございまして11月1日より募集を開始させて頂いております。今回ご審議頂くものにつきましては11月30日で一旦募集を締めまして、そこまでに応募頂いたものについてご審議頂くという形になっております。それと共に平成21年に県が募集いたしました、まほろば眺望スポット百選というのがございまして、それにつきましても景観資産の候補として挙げていきたいと考えております。次に公表の方法につきましては、報道発表すると共にホームページ、その他色々なイベント等で皆様にご紹介していきたいと考えております。次にその他の項目としては、万が一景観資産に一旦登録したもののについて、例えば景観を阻害するような建物が近くに建ったとか、そういうふうな問題が出てきた際には変更、抹消につきましても制度化したいと考えております。次に、登録された景観資産を活用していくために、県民の皆様にご親しんで頂くためにもシンボルマークを制定したいと考えております。このシンボルマークにつきましては、11月1日から12月15日まで募集いたしまして、現在のところ200件を超える応募を頂いております。その他、整備不十分な景観スポットにつきましては、今後専門の先生方にご意見を頂戴しながら整備計画を作っていくと考えております。登録のスケジュールにつきましてはご覧の通りでございますけれども、本日審議を頂きましてその後1月中旬位に知事の決定を経まして3月に第1回登録というのを考えております。次のページでございますけれども、景観資産登録の所でございます。申請を頂きましたものにつきましては事務局のほうで要件を確認させて頂きます。その要件を満たすものにつきまして、景観審議会のほうで委員に審議を頂くというような形になっております。それで景観審議会のほうで候補を選定頂きましてそれを知事の決定によりまして登録するという形になっております。参考資料といたしましては実施要領を付けさせて頂いております。この実施要領に基づきまして推進していくものでございます。以上でございます。

山菅課長： すいません、ちょっと1点だけ補足させて頂きます。資料5の2枚目の下の所ですね、スケジュールという形で付けさせて頂いている所の補足でございますが、本日登録候補を選定して頂いて最終的に決定して頂きました結果につきましては文章等で各委員さんのほうへ連絡させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

鳴海会長： どうもありがとうございます。1ページ目を見て頂きますと選考基準の下の所でございますが5つの選考基準がありまして、良好な景観としての魅力や価値があること、観光や地域間交流の促進に役立ち地域の魅力の向上の活性化に資するかどうか、それと3つ目が誰もが容易に視点場等に立ち入り、当該景観を眺めることができること、登録しようとする建造物等を所有し、又管理する者の同意があること、5つ目、当該登録しようとする

建造物の存する地域の市町村長の同意があること。下の3つについては事務局のほうでチェックして頂いておりますので、我々は主に1と2で今回の登録に相応しい景観を選考することになるのだらうと思います。今のこの内容についてご質問等ございますでしょうか。

長坂委員： 具体的に審議を進めて行く上で話してもいいのかなと思うんですけども、今の登録の目的のところ、目的のフローの一番右が観光資源としての活用、観光客誘致その下が景観づくり、地域づくりへの県民意識の向上ってのがあるんですけども、下の方が県民意識の向上になっていますか。例えば、県民生活の向上ではないのは何故なのかなと思っていました。意識になっていて、生活自体を良くするという話ではないのだらうか。これは今すぐ結論ではなくて、色々具体的な場所を見ていく上で、地域の住民達が自分たちが住んでいる所が美しくなっているなと思えるというのは、意識だけではなくて具体的に良くしようということなので、意識の話ではなく具体的な県民生活の向上とかそういうふうな話でもいいのかなと思いました。ちょっと言葉尻を挙げたら色々あるんで、そういったことを少し、今日はたたき台として出して頂いてと思うので具体的なものを見ながらそのことを話合えばいいかなとは思っています。

鳴海会長： ついでに言いますと、1と2だけが観光に関連し、3と4をb分離して捉えるのはおかしいように思います。全部関係しており、観点としてこの2つがあるということだと思います。

佐野委員： 今の下の方のフローなんですけど、客観的要因のところの3番で言葉の所でちょっと何となく納得がいかない。言葉の使い方なのかなと思うんですけど。誰でも容易に視点場に立ち入ることが出来るという言葉があります。一応、送ってきて頂いた色んな写真内容で、誰でも容易にと言われると何となく違和感があるんですけど。この誰でも容易にという言葉は、どういう形での捉え方をすればいいのか、ちょっともう1度教えて頂きたいと思います。

新子主査： 誰でも容易に立ち入るということでございますけれども、私有地とか建物とかで特定の方だけしか入れないとか、そういうものは除外する。もし仮に入場料とか拝観料とかですね、そういうふうなものが必要であったとしても、それを支払えば入場できるということであればそれは仕方がないのかなというふうに考えております。よろしくお願い致します。

佐野委員： こういう言葉がもし、こういう基準によって選ばれましたという一般への案内の中にこれが入った時には、今お答え頂いたような内容がはっきり分かる言葉で表現してもらえらうほうが、やっぱり一般の者としたらこの言葉

というのはちょっと違った意味合いに思えるんじゃないかなと思いました。

新子主査： ご意見ありがとうございます。内部でまた検討させていただきます。

鳴海会長： 他いかがでしょうか。そうしましたら、次は景観資産候補の審査手順についてご説明して下さい。

新子主査： それでは資料6でございます。説明させていただきます。本日、景観資産登録候補の審査頂く訳でございますけれども、素材としては2つございましてまほろば眺望スポット百選、平成21年度に奈良県のほうが公表致しましたものでございまして、当時500件以上の応募があり、そこから105点を審査によって選んで頂いたということでございます。それと、景観資産新規申請と書いてございますけれども、これは今年度の11月1日より募集を開始したものであります。この2つにつきまして、まず事務局によりまして事前審査をさせていただきました。それは先に述べさせて頂きましたとおりの基準で、ここに書いてある3つの条件により審査させていただきました。その後、景観審議会の各委員のほうに事前審査という形で郵送させていただきました。それは11月1日から30日までにご投票頂いたものをまとめたものでございます。委員にはお忙しい中、短時間で審査を頂きまして誠に申し訳ございませんでした。また審査頂きましてありがとうございます。委員の事前審査の基準は書いてございますとおりであります。今回は、東西南北のエリアを4つに分けてございます。これを四神というふうなものに当てはめて、四神というのは玄武、朱雀、青龍、白虎でこれが東西南北を指すんですけど、これに当てはめて分類させて頂いております。何故これに当てはめて分類したかと言いますと、奈良県の1300年祭でこのような四神を使わせて頂き、皆様に馴染みがあると、それと地域の偏りが無いようにということで分けさせて頂きました。その4分野につきまして各委員から8つつつ投票頂きまして事務局のほうでとりまとめをさせて頂いております。委員の投票の中で全く投票の無かったもの、得票数が0であったものにつきましては今回は除外させて頂いております。本日の景観審議会におきまして、除外した他のものをさらに3分類させて頂いております。投票数の多いもの、中位のもの、少ないものというふうに分けさせて頂いております。得票数が多いものにつきましてはかなりの委員の皆様から、これはいいのではないかとというようなご意見を頂戴したという形で承認頂くべきかなと考えております。意見のばらけました投票数の中位のもの、少ないものにつきましては審議を頂きたいと考えております。本日、各地域かける8事例という形で32事例を候補として決定して頂きたいと考えております。その後は知事の認定を経て景観資産に登

録という形で考えております。

長坂委員： ちょっといいですか。委員として選ばせて頂いたんですけども、実はメールで書いてもこの場には来ないので今日申し上げなきゃいけないなと思ってたんですが、どういう視点で選ぶかについてはたぶん他の委員はさらっと選ばれたんだろうかと。たぶん色々困られたんじゃないかなと思うんです。少なくとも私は困りました。どういう観点で選ぶかによってかなり違ってくる。むしろ、それを審議するのが1番価値があることだと私は理解している。例えば1例を言いますと、誰が見てもすばらしい景色だと、しかも東大寺が見えてという景色がこれから指定することがどういう目的で指定するかという話を議論しなければいけないと思うんですね。今回、ある景観の指定された地域になることで何かが良くなるために、我々が例えば審議して場所を選ぶのであろうと思う。そうすると、これから充分に守られるところは、選ばなくていいのではないかな。もうちょっと破壊されかけてるけども上手く守ったほうが、指定してあげたらその場所が良くなるあるいは、壊れないというふうになるんだったらそこを指定したほうがいいんじゃないかと。そうなると思うと誰が見てもいいとされている所を選ぶよりは、危うい所を選んだほうがいいんじゃないかという視点になってきます。そうなると思うと選ぶ所が全然替わってきます。皆さんどうしたんだろうなという所がお聞きしたいし、私も微妙なところで、まあこれは入れざるを得ないだろうという所と、もう少し今申し上げたような理由で、こっちを選んだほうが、むしろこれからの奈良県の景観を良くする観点では有益だろうと思いましたので、そのことをむしろ審議して最終的に例えば外に出す時には、「こういう観点でという」今日の選択の主旨をまず挙げることを少したき台に出して頂いた文章、さっき佐野さんからもありましたけれど、もう少しこんな風にしたらいいんじゃないかということのを微修正をする可能性があるんじゃないかと思う。それからそれに基づいて、今回こういう決定になりましたと、そういう2段階の話が今日の話なのかなという風に思います。いかがでしょうか。

山菅課長： ちょっと県のほうの考え方の部分をまず説明させて下さい。景観資産の登録というのが今回初めて動きかけるところでございます。それと近接した2、3年前に県民の方から色々意見を頂いて、ここが優良な所ですよとご紹介を頂いたそういうものも材料として手持ちで持っているという。その2点をふまえた時に、第1回目なので4方向におきまして県を代表して、ここは素晴らしい場所ですよというものをまず登録するのが第1回目だろうと、そういう形で認識してまして今委員がお述べになられた言葉につきましても、当然意識は致しておりますが順番があるのかなという形で考えておまして、今年度以降でテーマを考える際に考えていこうということだと思っております。いかがでしょうか。

長坂委員： そうしましたら今日、具体的な場所を審議していく時に、それをはっきりさせながら進めていくといいなと思います。別に、黒か白かというふうじゃなくて、これはこういう主旨で選ぼうと、今回は概ね今仰ったようなことを選ぶけれども、もしそうじゃないものが入ってきた時にはその事をはっきりすると、それを受け入れる県民の皆様にとってみれば、何でここが選ばれたのって言った時にその主旨がよく解るといふふうにして出せたらいいと思います。

岩井委員： 眺望点を選ぶってことですね。4方向、本当は4地域に分けてなんですよ。眺望点から4方向かなとややこしいんですよ。4地域なんですよ。眺望点は、たぶん人間がそこに立てばもっとビューが広いと思うんですね。カメラの一眼で見えますでしょ、人間は二眼で見ますよね。しかもちょっと首を振ったら角度はものすごく広がりますね。そうすると、選んでいる時にふと気がついて、「これは写真審査じゃないんだ、写真コンテストではない」と。この地点がどうか、この眺望点がどうかということを考えるんだから出た写真じゃなく、行ったことがあるところは自分の残像で考えようと思って選んだんです私は。だから写真は全然ポイっとしました。写真で見たら間違うから。そういうところがあるので、そうしてどう発表するの。ホームページで発表しますとか色々あるけど、この写真で出すのって話なんですね。すごく狭いんですよ。もっと広くパノラマで撮れば全然違う景観になるじゃないですか。見るのは人間が見るんだから、カメラ相手に見る訳ではないので、そのこの所はどう考えるのと。この地点から4方向に見たときにどう見えるかということ考えるのか、今出ている写真で考えるのかすごく違うんですね。ちょっとその辺がすごく揺れるんです審査自体に。比較的、行ったことがある所は本当に写真を見ずに残像で考えたんですけど、この辺はちょっと分からないし、悩ましいんですよ。どう考えるのか、皆が立場違って選んでいいかどうかもありますね。この辺が必然的に、県からお答え頂くというよりは、審査の中でどう考えましょうという話なんだと思うんですね。でもお答え頂かなくて結構なんですけど、審議はしたいというふうには私は思うんですけど。

鳴海会長： とりあえず主催者に答えてもらいましょう。

山菅課長： 思いとしては、制度は確かに地点を登録するものですので、その地点がどうなのかというのが一番大切なんですけども、公募制という形で視対象というものも判断材料に入れて頂いた中で、公募した方が、ここから見るこの景色が素晴らしいから登録して欲しいんだという思いで応募して頂いてると、そういう形でPRしたつもりでございます。そういう意味で申しますと、今回見て頂いてます写真の上手、下手は別に致しま

してその部分の視対象というものを尊重しつつ、判断して頂くのかなと思っております。

岩井委員： 中には期間限定のものもありますよね、それはどう考えるの。その時行かなかったら美しくないわけ。そこはこっちが考えるの。県はどう考えるの。

山菅課長： 意識としましては期間限定のものにつきましては、1回目のところで期間限定を含む承知の上で選ぶということもありますけども、毎年テーマを設定していきたいという形で思っておりますから、そのテーマの設定の仕方によって色んなものを拾って行けるんだろうという形の思いは持っております。

鳴海会長： 今回はテーマを何か設定しているのでしょうか。

山菅課長： 4地域における代表的なものを選んで頂くと。関する言い方としましては、四神という考え方の基に4つの方向を表すということになりますが、玄武あるいは朱雀、青龍、白虎というものを関した八景という形で登録したいという形で思っております。

鳴海会長： 公開する時にどういうふうにするかが少し気になります。代表なのかどうか。

山菅課長： 説明はちゃんと付けたいと思っております。玄武八景というタイトルを付けて、ここのエリアにおける代表的な眺望点ですよという形の説明を付けて、広報したいと思っております。

鳴海会長： この地域では忘れてはならない景観なのか、ここはこの地域では挙げざるを得ないのか、皆がそう思っている景観なのかとか、代表といっても色々な意味があると思います。

佐野委員： 今の事は皆関わってくると思うんですけども、これからどんどん色んな所をテーマを作って挙げられていく時に、そのテーマでここを入れていきましょうよ。県としたらやっぱり、観光のツールとして色んな所を挙げていきたいという思いがあつての部分がたくさんあると思うんですけども、でも、この視点から見るとみんなが「なるほどなあ」って思わない所も入りますよね。首をちょっと横に、先ほどお話があつたように首をちょっと角度を変えて見れば、こちらの景色はすばらしいけれどもちょっとこっちへいったら、どうしたってこのお家何軒も何とかして下さいっていう訳にはいかない景色がもうすでにある。そういう所っていうのもすでにこの中に

写真の内容として入ってる箇所があると思うんですね。そしたら、ちょっとそういう所も県のほうで精査してもらわないと、全員の方が、ここにいる皆が全ての場所を知っているっていう訳ではないとしたら、事前に精査するほうでもうちょっと上手くして欲しいなと思う箇所が数カ所ありましたのでよろしくお願い致します。

鳴海会長： 合計すると相当カバーしている可能性があります。誰か1箇所は見てるかもしれない。その人が気になったら主張すればいいのではないかと思います。候補として挙げられているけれど少し具合が悪いんじゃないかという意見も歓迎です。

井岡委員： ある意味では、ここを見て下さい、ここは見ないで下さい、そんな感じがする。実際、その場に立って360度回った時に、大変なことが起こるとたぶん思うんですね。そういう意味では県は分かりませんよ、こういうふうに見て下さいというちょっと指導が入ってですね、その観点でどうですかという。

長坂委員： これ議事録として頂いてるんですね。今日の議事録かなり重要です。

山菅課長： はい。

長坂委員： 今の話でもう一つ申し上げたいのが、視点場を評価するっていうのと視対象を評価するのも両方の場合とね、これも結構難しいと思います。例えば、道路のある所へ行くと市街地が広がっていてなかなか景色がいいって所が幾つかあります。その時に、見渡している市街地を一定の規制をかけて守る、あるいは、その中で変な建物が出来ようと思ったら何かする、あるいは、そこで看板が付きそうになったら条例で何とかするっていう話があります。それは視対象を守る。逆に言ったら、今度は道路のほうで非常にいい所があるって時に、ちょっと展望台造るとか、見苦しい展望台はやめようとか、少しくらいバスが停まれるようにして、ここから観光客を誘致すればすごくいい場所になるんじゃないかっていう風に、視点場の方をこれから良くしていく、有効に活用するって話しになると思う。それもどっちで決めるのではなくて、そういう視点で視点場を選んでんのか、視対象を選んでんのかを場所を決める時にきちんと我々がやって、この場所はこういう主旨で選びましたと言え、色んな意味で今全部決めるのではなくて、一個一個にも相当色んなことがあってね、僕も相当困ったんです選ぶにあたって。ですからその時にこれを決めることでどういうメリットがあるのかという話が、今申し上げたような視点場と視対象だけでも相当実は違うと思います。余計な事をしないようにしようという場合もあります。視点場をこれ以上余計なものを造らないほうがいい。だからそういうふう

な形で一個一個選ぶときに、何のためにどのようにという話が説明出来るのであれば、最初に全部決めてしまうのではなくて、一応お出し頂いた目安みたいなものを微修正させて頂きながら、今日の議事録をきちんととって頂いてまとめれば良いと思います。そんな感じでよろしいでしょうか。

鳴海会長： そういう感じでいいのではないかと思います。私は、やはりこの地域ではここに行って欲しいなという場所が挙がってくれば良いと思います。そこ行って、全方向が見渡せるわけではないけれど、なかなかいいなという景観と、その場所に行ってなんと申しますかその場所が車がどんどん通っていて、立っているのが危ないくらいの場所だと、景色が良くてもちょっと選びにくいなという感じがあります。そこへ行ったら落ち着いて景色を感じられるそういう場所で、他県から来た人に、この地域だったらやっぱり行って欲しい、そういう場所を素直に選べばいいのではないかと思います、第1回目ですから。パーキングからの眺望もあると思いますが、視点場が単なるパーキングというのではちょっと受け入れられないような気がします。展望台くらいだったら許せますが。やはり、行って自慢出来るような場所が良いと思う。

脇田委員： やっぱり自然とか景観とかの不変性と言いますか、例えばあの中にはコスモスだとか、桜だとかあるいはかざろいとかいうようなのがありましたね。それは何時でも見れる訳でもないし、またコスモスなんてのは百年経ったら全然ない場合もあるだろうし。桜だって変化していく景観でもあるわけですね。そういう意味で、やはり少なくとも長期的に見て不変性を持つそういう景色、景観というものを大事にしたほうがいいのではないかなと。だから僕もあの資料で選べっていうのは、本当に乱暴な選択、確かに非常に苦しみました。

鳴海会長： まあそれぞれ色々な想いがありますけれど、ともかく第1回目ですので恥ずかしくない眺望が選べればと思います。

佐野委員： 同じことの重なりになってしまうかもしれませんが、やはり奈良県の素晴らしい景色、文化財も含めての素晴らしい景色、ここ文化財を除くと書いていますが。例えば、文化財がその眺望の中にあったり、景色の中にあったりする、その部分も入っていると思います。そういう中でやはり奈良県の場合は、まだその景色の中に余計な物が入らない場所、よけいなものと言ったら変な言い方ですが、本当にその景色を見た時に、統一感をもって気持ちよくその景色を楽しめる場所がたくさんあると思うんですね。それは他の県ともものすごく違い、特に、近くに同じように文化財をたくさん持っておられる京都なんかとまた大きな違いだっているのを、カメラを通して見る人達の言葉の中でよく聞くことがあります。そういう所っていう

のもやっぱり自信を持って今回の場所を決める時に、あまり妥協をすることなく決めていたら嬉しいなと思ってます。

鳴海会長： 先ほど、文化財とか重要景観建造物等と含むのを省くというのについて正確に説明して頂けますか。

山菅課長： 資料5のところの説明でございます。条例上の中ではですね、建造物若しくは樹木、また優れた景観を眺望できる地点ということで、いわゆる物自体といったものも対象にしますよと。樹木自体、そういう形で対象を考えてます、地点ばかりではなくて。ただ、そういう形で申しますと質の上下は無いと思うんですけども、よりメジャーな、いわゆる文化財としてですね既に登録されているものについてまでこの景観資産の対象にしていくべきではないのではないかという思いです。ただ、文化財を対象としてその他の一体的な背景といったものを眺望できるものにつきましては対象に考えてます。指定された文化財自体を登録したいというものはご遠慮願うという主旨でございます。

岩井委員： 先ほどの、交通が激しくて危ないような視点場という話ですけども、危険な、足元が悪いとかぬかるみであるとか、すごい崖の上であるとかそういう危険を感じるような場所は、良好な視点場ではないとなっているので、まさに駐車場いいと思うんですよ。でも高速道路の真ん中の中央分離帯とかそういう話はないんだというふうに思いますので、それでいいんじゃないかと。身の危険を感じるような場所はやっぱり、誰でもが容易に行ける場所ではないというふうに解釈すればいいんじゃないかというふうに思いますんで、さっきご説明があったとおりに誰でもが容易にというのは、私有地であるとか、マイカーでないと行けないとかそういう所ではなくて、バスや多少歩いたり色んなことで誰もが行ける、アクセス出来るということが容易な場所というふうに解釈すればいいと思います。

西田委員： ちょっと今の話ですが、立ち止まって視対象を見ると、景観性として見るというのは確かにありますが、道路がビスタのようになって、向こうに葛城山が見えるとか、金剛山が見えると。私はそれも一つの素晴らしい風景だと。道路の向こうに眺望がくる、収まってる。それを走ると、葛城山がどっしりして素晴らしいんだとか、金剛山がどっしりして素晴らしいということを感じるときがあるんで、私は必ずしも絶対に停まって見るというものではないんじゃないかと思うんです。例えば、名神高速から近江富士が見えるというのは1つの素晴らしい風景になっている訳で、最終的に選ばれてるかどうかは分かりませんが、ちょっと絶対こうだというのは私はどうかと思います。

長坂委員： せっかくだから、もう一つ申し上げておきたかったのは、この中でたぶん半日くらい歩いて到達した山の山頂から見える景色が素晴らしい場合と、普通の子供連れの奥様がちょっと歩いていける所にあるという場合とある。その時には、10分で市内から行ける所だと多くの市民がそこにたどり着きやすい。アクセスビリティが高いわけですから。そこん所を整備すると受益者は増えるわけですね。山頂まで行くとマニアックな人は登れるかもしれないけど、ほとんど行けないという話があったら、今どっちがいいっていうわけではなくて、けれどもあそこに登れば絶景が見れて、他の都道府県ではなかなか得られない景色があるのであれば、それはそれで評価しないといけないだろうと。そういうことはどっちが、ただ景色のシーンだけ見てたら素晴らしいのもありましたけれども、どれくらいそこ行くのに人が大変なのかというのを含めてそれでも評価するか、この場合だったら平凡に見えるけど多くの人を楽しめるので評価するか、アクセスビリティとそこから見える景色とポテンシャルの関係をもって評価すべきだろうという話もある。

西田委員： 確かに、大峰山系とか奈良県南部の山というのはなかなか一般の人は行けません。しかし、登山客が行って、これは素晴らしいとこの眺望が全国レベルで見ても雄大な山並みが見えるとかですね、そういう意味で言えば、やっぱりこれは奈良の景観として誇るべきと思っているならそれはそれで。確かにファミリーでは行けないかもしれないけれど入れとくべきだろうと。ただ、ここにいる人達が自分たちの目で何人が見てるかどうか分かりませんが、やっぱり奈良を代表する山頂からの風景とかも入れるべきだと私は思います。

淵上委員： 視点場と視対象について色々と討議して頂いてるんですけど、ちょっとそこから違うんですけど。写真の話ですね、あるポイントをとればすごく綺麗だけど、ちょっと角度振ったらとんでもないものが入ってくるっていう。実際に写ってます。そういうのを私が選ぶ時にすごく悩んだんですよ。すごいいいですよってその人が行った時に、反面教師のごとく、ああっていうようなものが目の前に飛び込んでくるっていうのを、どうしてこれがいい景観なんだろうっていうのは解らせて見てもらうのか、それともただただいいですよと。具体例をあげたら、平城京跡の中ですごく綺麗な自然風景が残って古代の建物も風物ですと。並んで、ボウリングのピンが見えるっていうのはどうだろうという話とか。郡山の有名なお寺で庭園がすごいぞと、でもその先には打ちっ放しのネットが掛かってて、ドーム屋根のスーパーマーケットが建っている。これたぶん出てないんですよ。行かれた方っていうのは残念だけどっていう、それがくっついたままで出すか出さないかっていうのをこの中から選ぶのは凄く悩んだ。それともう一つ、

造る側の人間にとっては、いつ加害者になるかわからないというすごい危機感を常に持ちながら設計しているわけですよ。ただその辺の警鐘鳴らすっていうか、あなたたち加害者にならないように気をつけなさいねというような1つのおどしみたいになっていいかなと思いますけど。

鳴海会長： どうもありがとうございます。それでは手元に投票一覧というのがあると思いますが、投票して頂いたのが全部で13名ですよね。

新子主査： ちょっと審査のところを説明させていただきます。今回ですね、審議会の委員の先生方13名おられます。本日2名ご欠席頂いてるんですけども、審議会の先生につきましては全員に事前に投票頂いております。審査対象数と考え方について少しだけお時間頂いてご説明させていただきますけれども、今回、資料6のですね2ページの審査対象数でございますけれども、まほろば眺望スポット百選と新規募集を合わせまして、事務局の審査を経て委員の皆様にご提示したのが115点でございます。そこから今回は投票が無かったものは除外してございます。景観資産の選考対象の考え方が3ページでございますけれども今回の選考対象といたしましては、まほろば眺望スポット百選と11月1日より募集を開始致しました新規申請の分と2通りでございます。それぞれについてちょっと性格が違う部分がございます、まほろば眺望スポット百選につきましては平成21年に公開させて頂いたんですけども、その際には審査を経て公開させて頂いてる部分がございますので、このまほろば眺望スポット百選につきましては、今回委員の先生に選ばれなかったとしても次の年度の候補として残していくという形にさせて頂きたいと思っております。その理由は既に審査を経ているからという形でございます。それに対しまして、右側の景観資産の新規の申請につきましては今回も選んで頂んですけども、今回の選にもれた場合ですけれども、次年度以降も審査対象とさせて頂くんですけども、先生方のご意見として資産候補になる見込みがないのであれば、その時点で資格を失うという整理をさせて頂いております。

鳴海会長： それではお手元の色刷りのプリントに、得点7までがブルーで示されています。7で色分けしたのはたぶん過半数ということだと思います。それでいきますと左から5点、4点、4点それと6点とあります。それから黄色のところが得点4だと何パーセントですか。3と4と一応区分けしてあります。それから、1番右側は2と4で少し離れている区分けがあります。以降どういうふうにするかというのがこれ以降の話題でございますけれども、ひとつの考え方として、今ブルーで色づけされている所は過半数の指示があったので、これはともかく入れたらどうかという考え方があります。それから、残りの部分をふつう、学校の試験などでは、

次の得点のものから採ります。つまり、黄色のそこから次の候補を採るのですけれど、今回の場合には成績じゃありませんのでなかなかそういう取りかたは難しい。ですから得点が低くても大事な候補がある可能性があります。ですから私の提案は、皆さんの異議が無ければ、一個一個検討して異議が無い場合にはブルーのものは候補に入れたらどうかと思います。そういう想定でそれぞれ見て頂いて、ブルーになってるがこれは具合が悪いとか、意見があれば皆さんと協議して考えますが、一応候補として挙げておいたらどうかということです。あと、黄色と緑のそこからどうやって次の残りの3つとか4つを選ぶのかということについて、10分か15分くらい展示されている写真を見て頂いて考えて頂ければと思います。私としては、ブルー以外のところについては皆さんにもう一度点を入れてもらうという方法もありますし、それをやる前にと応援演説があるかもしれません。その辺のことを次に議論したいと思いますので、少し得点の分布を見て頂きながら、次のステップをどうしたらいいかについてお考え頂けるかなと思います。それから4つ目に、4つの地域に分けたことそもそもが地域別にあまりどこかに集中しないよという配慮があると思いますので、その点も勘案して、出来るだけ色々な地域に広がるほうがいいと思うのですけれども、その辺についてはお考えを後で頂ければと思います。さて、この図はなんですか。

新子主査： その図はですね、それぞれ4地域を色別に所在地を表しているものでございます。

鳴海会長： 対象の所在地だけですか。

新子主査： はい、そうです。地理的に何処にあるかというものです。

脇田委員： ちょっとお伺いしたいんですが、この皆さんまほろば眺望スポット百選は具体的にご存じなんでしょうか。そういう資料は皆さん持っておられるんでしょうか。というのは、それとこれから審査するものとダブってるものは無いのか有るのか。

新子主査： 今回まほろば眺望スポット百選の中から、市町村の同意が得られたものについては全てお出しさせて頂いてるので、まほろば眺望スポット百選が実際出てるという形になっております。

鳴海会長： ちょっと10分くらい自由な時間にしますので。

鳴海会長： それでは少しお考え頂いたと思いますので、どういう選び方をしたらよろしいかご提案がございましたら頂けますでしょうか。この上の青の所

でこれはどうもっていうのはありますでしょうか。

岩井委員： これはどうもってのは無いんですけども、例えば北の地域ですと若草山から東大寺の二月堂と奈良奥山ドライブウエーの辺りはほとんど同じようなビジュアルになるので、何点も選ぶんだったら入れたいですけども、この中から3点でいう話であれば、これはひとつにまとめて、まとめるっていうのはおかしいですけども、重ねて3点しか選べないのに重ねてこの中を採るのはどうかなという気がするんですけどいかがなんでしょう。

佐野委員： これは中より3事例ですね。

佐野委員： 今仰ったように、あまりにも地域が近い3箇所だったらこれは皆さんが選んだ部分が多いっていうのがあるけども、皆さんの合意があれば1箇所に絞ってまた別の箇所を増やすという考え方もあると思うんですね。それともう1点、1番得票数の多かった西の京大池なんですけども、この景色はこれから10年間東塔には覆いがかかります。これから先10年間、発信した後の10年間がいい景色ではないという状況で、これを本当に選ぶんでしょうかというのもちょっと考えないといけないのかな。たしかにこれは奈良の色んなコマーシャルにも、それから観光パンフレットに使われる大池からの素晴らしい景色ですけども、でもこれが素晴らしい景色ですよって発信した時に1番右端に見える東塔に全部覆いがかかるわけですよ。

脇田委員： それは問題ないと思う。まだかかってない所にもかかる可能性もありますし、だからそれはいいと思います。ただ、先に言われたダブってる部分、それは省いて他の方からもっとピックアップすべきと思います。

長坂委員： カバーの問題ならいいような気がします。それはヨーロッパでもなんでも、一定の歴史の中ではそれはむしろ受け入れなきゃいけない。更新していくためのメンテナンスの景色も含めてスケールが分かったり、建ってる位置が分かったりそれはそういうものだろうと受け入れて頂ければ。

脇田委員： 修復そのものもひとつの景観と捉えて。歴史的な。

佐野委員： 私自身がすごくちょっと不安に思ったのは、そういう所も紹介して本当にいいという形で思っておられるのか、そのあたりの私自身この景色はいいという形でもちろん丸をつけてますので、そのあたりちょっと確かめさせて頂きたいなと思いました。

長坂委員： ダブっているのを省くのは賛成です。見て頂くと分かるんですが、二月堂の所は丸をつけなかった。これをつける必要が何も無い、絶対大丈夫という話だったので、むしろドライブウエーの方に丸をつけてるんですけども。

井岡委員： これをするってことは、やはり奈良県の観光をとということも主催者の方にあると思うので、ある程度ダブったものを排除してでももっと希望的にも含めて、これから良くなって欲しいというのも含めてある程度広い範囲で選んだほうがいいのかなっていう思いで、ダブったところは極力外すように1箇所にするようにして私は選びました。

西田委員： ダブってるという意味は、視象の景観資源が同じ物だということですよ。大事なのは、こっちから見たのかこっちから見たのと。それは私も絞ったりしますが、やはり基本的には景観の多様性が問題だと思うんですね。ここから見た景観とこっちから見た景観が視対象とか背景とか入れて、やっぱり多様であればそれはそれで配慮すべきであろうと。位置が近いから整理しようというのは乱暴だろうと。それはやっぱり見る景観の多様性が問題であってそこで論じるべきだろうと思います。

鳴海会長： 今話題のものについて少し視点がちがうのですけれど、ドライブウエーからというのはやっぱり停まって見えるんですか。それがちょっと気になります。

佐野委員： 小さなスペースがありましたが、今はもうちょっとスペースが広がります、上りの方で。その代わりに、上りの方で停めますのでそれを見ようと反対側に行くと、カーブを下りてきた車にかなり気をつけなければいけない場所にはありますけども、でもその場所には看板が立ってますし、降りてどうぞご覧下さいという意味合いも含めてスペースは気をつけて造っておられます。

鳴海会長： 私としては、快適ではない所で見てもらうのには抵抗があります。段々と年をとってくると気にするようになってきたのかもしれない。

佐野委員： ただ、先ほど走ってる中で道路の景色も含めてっていうのがご意見の中にもありました。そのことからすると、今話題になってる景色というのはドライブウエーを上から下りて来たときで、行きには背中になってその景色にはほとんど気がつかないんです。でも、上から下りて来たときに目の前にわーっと景色が広がりますのでそういう部分ではいい景色なのかも知れません。確かにいい景色です。

脇田委員： スケール感はあるんですよ。ただ、長坂先生が仰ったように、もう絶対大

丈夫な所は選ばないと仰ったんですけど、むしろ僕は絶対に大丈夫な所を今回は選ぶべきじゃないかなという気もしてるんです。だけど2つどちらを選ぶかということになればひとはスケール、それこそ奈良盆地から生駒まで見通せるね、非常にスケール感はありますね。だからその辺で東大寺大仏殿というものをやっぱりどういう視点で見るとかということでしょうね。

長坂委員： 先ほど、絶対大丈夫なものを選ばなかったと申しあげましたけれど、私のほうの視点がそうだったということなので、最初のほうに仰られた、大規模的なものを選ぶんじゃないかということでこの会議が合意で選ぶのであればそれほど強く反対するような主旨はありません。今、例えばドライブウェイなんかは実は迷いましたのは、これから例えば交通政策としてドライブウェイをたくさん車が来り行くことを推奨するのだろうかということが気になりました。例えば、ここをどんどん車を通る方向にいかせるというのはいい事なのか？景色はいいかもしれないけど、そもそも三笠温泉を含めてあそこにああいう物を造るというのは問題だった時代もありましたね。あれは大問題だったわけですね。そこへ車を行かせるというのはいいのかと議論も含めて、ドライブウェイを良くしようと行かせようとみんなで楽しんでもらおうと言うんだったら選んで、むしろ道路の変なガードレールを付けないとか、そういう風にやればいいし、抑止した方がいいんだったら、これをむしろ選ばないようにしていいんだろうなど。本当に困りました、今回。今日の大筋の話が決まっていけば、そしてそれが大文字の奈良の景観という話でいくのであれば、むしろ東大寺の二月堂から見た景色というのは、一番メジャーなアングルだろうかという風に思います。

岩井委員： メジャーな話しの反対地点にあるのが、北の6番の貝那木山城跡なんですけど、貝那木山城後がいいのではなくて、都祁の里が大事。大和高原がこれ1枚しか無いんですね。水分神社が、山の中から集落へ下りて来た日本で最初の水分神社がここに写ってるんですね。奈良盆地へ人々が下りてくる前の、大和高原の集落というのがここにあるということで、何気ない、本当に何気ない何もおもしろくも何ともない景観ではあるんですけども。奈良にとって非常に重要な意味があると。古墳群もたくさんありますし、そういう所は私一人しか入れてないんですけど。これはやっぱり、これ以上乱れたらあかんと。これ以上乱れたらあかんから、今のうちに押さえといて、この大和高原の非常に大和盆地に人が下りてくる前の景観をそのまま保っているという。ここん所が大事じゃないかと私は入れたんですけど。今回はちょっとしか選ばないから、その中に入れるものじゃないかもしれないけど。絶対に忘れてはいけないという景観ではないかという風に思うんで。どこかの段階で希少価値の方を選ばないといけないんじゃないかと。

鳴海会長： 言い方が悪くて恐縮ですが、話しの長いものは今回は選ばないほうがいいなと思います。一言で解るものがないのではないのでしょうか。それでは、一個一個議論していると終わらないので、とりあえず青のところを過半数の人が指示しているということで、議論して決めるのは至難の業なので、基本的にこれは OK という、暫定的にですね、OK ということにして、次に黄色のところから次の候補を選ぶ方法について提案頂けませんでしょうか。私から提案させて頂くとすれば、せっかくパネルを作って頂いたので、今日ご出席の方だけで、付箋を一人一個入れるとかそういう方法で意見分布まで見ないと 話が進まないのではないかと思います。方法についてご提案があればお願いします。

長坂委員： 今の方法で結構です。

鳴海会長： 黄色のところだけでいいですか。そしたら黄色のやつをパネル 4 枚並べて頂いてですね、立って行きますから。それで一人何票入れると？残りの北が 3 で南が 4 で東が 4 西が 2。それだけ持ち点として、それぞれがそこに貼って頂いて。

出席委員全員が審査

鳴海会長： それでは、皆さんに付箋を貼って頂いたので、どう言う結果になったかを見て頂きましょう。

内野委員： 先生、その前によろしいですか。私も東の 7 番の桜井市の所の多武峰線を選んでるんですが、東の 2 9、明日香村の多武峰選があるんです。私もそうではないかなという思いも持ちながら景色のいいところですので上のほうを選んだんですけども、明日香村さんの懸念されているのは、石舞台のちょっと上の道路が細くなってきていて、色々交通の問題や歩行者が多いですので、仮に談山神社から石舞台の方へ下りてこられると明日香村さんが懸念されてる事が起こってしまいますですね。ちょっと気がかりになっております。以上です。

事務局： 報告させて頂きます、まず北の方角からです。北の 4、県庁の屋上が 4 票。それから北の 1 0、鷺池が 6 票です。それから一般公募で挙がってきました 2 の北の 3、春日野園地が 1 票です。それから北の 1 4、垂仁天皇陵が 3 票です。それから北の 1 8、萱生町・二ノ瀬池が 7 票です。それから北

の5、白毫寺周辺が4票です。それから北の11、大仏池が3票です。それから北の20、生駒山が3票です。次、南に移らせて頂きます。南の9、柴橋・宮滝が6票です。それから南の20、高滝の林道です、それが3票です。それから一般公募の2の南の4、新椿大橋これは4票です。それから南の14、弥山・国見八方睨みが4票です。次に南17、玉置山の展望台は7票です。それから南の23、不動七重の滝が5票です。それから南の2の賀名生梅林が5票です。南の26、高見山が9票です。それから東に移らせて頂きます。東の5、大美和の杜展望台が8票です。東の6です、桧原神社が3票です。東の7、県道多武峰見瀬線・談山神社西周辺が6票です。東の12、かぎろひの丘万葉公園が2票です。東の20。唐古・鍵遺跡が4票です。東の16、室生寺周辺が6票です。東の27、明日香歴史公園が3票です。東の30、石舞台古墳が4票です。それから一般公募の2の東の1、兜岳と鎧岳が6票です。次に西に移ります。西の5、葛城山が2票です。西の11、葛城山麓・寺口周辺が1票です。それから西の15、福貴畑周辺が5票です。西の22、五軒屋が4票です。それから西の6、県道御所香芝線・いわゆる山麓線の檜原から鴨神の辺りそれが5票です。西の13です、信貴山朝護孫子寺が3票です。それから一般公募の2の西の3、藤ノ木古墳が2票です。以上でございます。

鳴海会長： はい、どうもありがとうございました。それでは、単純に得票で判断しますと、北の玄武の所は北の4 県庁屋上、北の18、北の5が得点4以上で3つだからこれで4ということでそれが上位です。その次の欄は、南の9が6、南の17が7で、それから南の20、23が5です、26が9でこれで5つあります。それから、東の5が8で、東の7が6、東の16が6、2の東の1が6でこれが得点6以上で4になります。それから西の方は、西の15、西の6が5でここは残りが2つですのでこれを採れば8になるところですね。得点だけでいきますと、玄武の北の所は北の4、それから北の5が同じ得点で対象が1つ多いことになっています。それから次も南の23と南の2が同じ5票ですので、点からだけでいくとどっちかを挙げれば数は揃うということですよ。得点だけで判断するとそういうことになって、点が高いだけで過半数とかそういうのを考慮しないで得点だけで判断するとそういうことになります。以上の結果で何かご意見がございませうでしょうか。

西田委員： ちょっと確認だけなんですけど、最初の投票数より大幅に減っているというのはどう解釈すればいいのでしょうか。今ここに委員が1次選考を見て見切れたということでしょうかね。

鳴海会長： 先ほどからの色々な意見を聞いて考え直したのだと思います。そういうことになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

西田委員： 北で2つを1つに絞るということですが、これで確かに今日欠席している人なんかも得票、県庁屋上というのは得票があるわけなんですけど、やっぱり景観にバラエティーを持たせると、確かに角度は違うんだけど視対象は県庁屋上と同じなんですけどね。県庁がお膝元なんだしここは遠慮して白毫寺の方をですね、多様性という観点から入れればと思います。

鳴海会長： 観光客に来て頂くのはどうかとも思うのですけども。どうですか。、歓迎するにしても、庁内にどんどん上って来たらどうするのだろうと思って。自由に入れるんですか。

影山局長： お休みの日も開けております。

鳴海会長： 今のご意見に対していかがでしょうか。県庁に遠慮してもらったらいことだと思うのですが。県庁に来てもらうよりは少し離れたところに行って欲しいなという気がありますので。

脇田委員： どういうって言うか、その視点へ行くまでの過程も非常に大事だと思いますので、その点を考慮して頂いたらいいと思います。

鳴海会長： 北の5を一応候補として残します、この北のグループの中では。次は、南の23と2は得点だけでいくとこの2つがあって、予め投票して頂いたものもそう差が無いんですよね、5と4でございますので。これについて、はいどうぞ。

佐野委員： どちらの景色も素晴らしいと思うんですが、不動七重の滝の場合はこれは人の手はなかなか入りにくいし、これから景観が変わるといのはそれこそ大災害とかで、まあ時々七重の滝も滝壺に土が多量に入って景観が変わったりすることがありますけど。それから考えると、この賀名生の梅林の方は人の手も入っての梅林形成ということもあるので、私はこちらの方へ点を入れたいと思います。

鳴海会長： いかがでしょうか。

佐野委員： この賀名生というのは皇居跡もある場所で、歴史的な意味合いも強い所ですのでお薦めします。日本で初めての国旗っていう形の物も、一度盗難にもあったりしましたがけれど、皇居跡にも残ってる所です。

長坂委員： 私自身が、今日の大文字の奈良の景観っていう風に言った時に、滝がいいのか梅林がいいのかははっきり言って分かりません。分からないんですけど

も、最初のほうに申し上げたように、どちらかというところの決めることにより効果があるかどうかって話をそれに加えて評価していいのであれば梅林に賛成いたします。

鳴海会長： いかがですか。

佐野委員： この賀名生って読んでもらうこと自体もひとつ奈良にとってアピール度の高い場所なんではないかなと。

岩井委員： 県民と協同で景観づくりを守って頂くというか、景観づくりをして頂くという意味では人の手が入りやすいとこの方がいいと思うんですね。

内野委員： 県内でも和歌山の梅の実が売られているところもありますので、ぜひ月ヶ瀬も落ちたし下市の広橋も落ちてるんで、ぜひとも奈良の梅を売れるように賀名生を代表して。

鳴海会長： そうしましたら、先ほど申し上げた東と西については得点の高いもので欠ける4と2が満たされています。それから、下のグループは県庁をのけますと得点の高いのが3つ残ります。それから、南の方は賀名の梅林を採れば4つになりますのでこれで一応の候補としてそれぞれ8つつ揃ったわけですが、8つを並べて頂いて青い所とトレードしたほうがいいとか、そういう最終的なご意見を頂ければと思いますので、これを並べて頂いてこの辺は落ちたものと振り返るとかですね、ぜひそうすべきだというご意見があれば述べて頂ければと思います。

長坂委員： 本当は、最終に選んだものをあそこに並べてね、これでいいかっていうふうに確認をしたほうが委員会としてはいいのかなという気がします。青いものと今回選ばれたもので、今日の最終決定はこれだというふうに流れで見て。

鳴海会長： 残ったものを外して、通ったものをそこに挟んで貰えますか。

脇田委員： ちょっと先生よろしいでしょうか。東の所で東の7で多武峰見瀬線のところですが、私ここはよく知ってるんですけども、やっぱりこれは車を降りて見なければいけない場所で、展望台的なものは・・・これは非常に危険です。これは絶対に選ぶべきではないという気がします。

鳴海会長： そうなんですか。

佐野委員： それは確かにカーブで大変危険なところですよ。ただ、さっき言われた道路か

ら見える景色という点ではやっぱりこの景色というのは。

脇田委員： だけどドライバーがそれ見てたら。

佐野委員： 降りることも出来ない場所ですし。

脇田委員： 絶対に選ぶべきではない場所です。次の石舞台を選んで頂いたほうが僕はいいと思います。

鳴海会長： 同じでドライブウエーは安全ですか、停まれるし。ドライブウエーの方。

佐野委員： 奥山のドライブウエーですか。奥山のドライブウエーの場所は先ほどお話したように、その視点の場合はドライブウエーの途中でこの場所で停まる場所があります。

鳴海会長： ちょっと東の7というのを指をさして頂けますか。

脇田委員： これ、今最近開通したんですけども大型バスも通りますんで非常に危険な場所です。

佐野委員： 一番ポイントの場所は一番大きなカーブです。

脇田委員： それで将来的に杉、檜がまだ大きくなります。だから景観の視野がだんだん狭くなる場所です。

鳴海会長： 我々もよく色々な場所に行って写真を撮るのですけれど、一人で両方出来ないですね。それで、今のご意見でもう1つですと石舞台とカーブが同じ点なのですけれど、どちらを。東のところと一緒に並べて頂けますか。景色としてはどうですか。

脇田委員： 素晴らしいです。

岩井委員： 石舞台古墳と言われる所は指定の史跡だから。

脇田委員： そうでは無くて、石舞台を含む景色。

佐野委員： やっぱり周りにかき畑があったり、西の方では二上山が見えてそこへ陽が沈む。東側にはかき畑があって、月見の時にはその談山の山から月が上がる。

脇田委員： まさに万葉の世界です。

長坂委員： その背景が乱れないように。

脇田委員： ただあの写真を見ると石舞台だけじゃないんですが。

鳴海会長： 名称のつけかたも考えて頂かないといけないですね。

岩井委員： このままで出されるとちょっと。そのものを指定しないと。石舞台の見える風景、集落景観とか。

脇田委員： ふつう我々は、石舞台公園と。

佐野委員： 唐古・鍵遺跡の場合は周りの景観というのはこの写真では夕景に惑わされてしまいますけれども、24号線でかなり色んな建物が見えるんです。ちょっと辛い。

脇田委員： 写真としてはこれは素晴らしい。

佐野委員： 今回のテーマは代表的なというのが付いてるから、そうなりとやっぱり明日香かなと。

鳴海会長： 解りました、それでは先ほどの東の7県道は外して東の30の石舞台古墳を推薦するというふうにしたいと思います。それで、ここに今の段階で決めさせて頂いてるそれぞれ8つの景観があります。これで決めさせて頂いてよろしいですか。

岩井委員： 石舞台古墳は修文して頂けるんですか。

鳴海会長： そのことについては全部見直さないといけないと思います。史跡とか遺跡そのものが名称になっているものは、そもそも適切なネーミングではないと思います。景色が感じられる表現がいいと思います。そういうネーミングが付けにくい場合には、そこがどうして景観的価値があるかという解説のところにそう書く必要があります。例えば玄武だと、石舞台の所は石舞台としか書いていません。景色の事が書かれていない、解説に。その辺は皆さんのご意見を反映して上手く表現して頂きたいと思います。

岩井委員： すいません、もう一つお尋ねしておきます。鷺池みたいに雪景色になっている所は雪景色限定なんですか。

- 鳴海会長：** 雪景色もいいなということですよね。とりわけいい。
- 岩井委員：** とりわけいいけれど別に他の季節も入るということです、期間限定ではないですね。このままこれだけ出すと、雪の時の景観を推薦したのかと思われてしまうから。
- 井岡委員：** ようするにこの写真を推薦したことになりますから。全てがね、コスモスがあつたりというものがあれば。写真展かということになりますから。
- 脇田委員：** 不変性という存在が大事。
- 井岡委員：** 違うことを求めてる訳だから。そっちの方の後で写真も撮って頂いてですね、そういうもうちょっと広い観点からしてもらわないと。
- 岩井委員：** このままスーッと発表されたら具合悪いですね。
- 長坂委員：** 写真の撮り方で損したんじゃないかって不満が出るとというのは困ります。写真の撮り方じゃなくてちゃんと審査してますっていうふうに伝えないと、出した時に出した応募された県民の方から・・・
- 佐野委員：** 鷺池だったら夜も綺麗ですし。
- 岩井委員：** ですが、大丈夫ですか。
- 山菅課長：** 今、正直なところ悩んでおります。文章をつける際にですね、期間限定になつてる部分をそういうところも含めてそうでない場合も素晴らしい景観なんですよという文章に付けた上で今の写真を対応するのが一番手取早いかなという感じで思っております、全部撮り直しという形になりますとそういう場合であったとしても、本当にそれで委員の先生方に見て頂いた様なものがもう一度写真を撮れるのかどうかというのものはっきり分からない分も出てまいります。基本的には今の写真というのをそのまま活用させて頂いて、文章の表現の部分で視対象の部分もそうでありますし、期間限定の話につきましてもそういった形でカバー出来ればなという形で思っております。
- 長坂委員：** 今、僕が個人的に思っておりますのは、一つ一つに対して言い訳というか書く必要がなくて、全体の視点として写真を参考にしながら全季節、様々なことを考慮して判断したということ全体に対して書けばいいことであつて、もちろん色々な写真の撮り方が有利な写真と不利な写真があるわけ

だから、その部分全体共通に書いた上でこういうふうになりましたというふうにお出しになればいいのかなと。

山菅課長： 写真関係の話につきましてはそういう意味でございます。ちょっとごっちゃに申しましたのは、石舞台の関係とかの表現方法の部分ではどういう形の表現をするのかという部分につきましては個別の話になろうかと思えますので、そういったものにつきましては配慮させて頂きたいという形で思っております。

鳴海会長： はい、どうもありがとうございます。ちょっと余談でございますが、雪国の春という柳田国男の本を来るときに読んで来ました。例えば、松島というすごい名所に、嵐のような時に行っても何も見えない。それよりも、普通の山がいい季節に見えるほうがよっぽど美しいということは私たちは忘れてしまう。名前だけに引きずられて。だからちゃんとこの場所はそれなりに美しいとか、価値があるとか、とりわけこういう時がいいとか、そういうもので特定の時だけが良くて、普段は行ってがっかりするのでは困りますので、だからそういうとこだけ強調しないほうがいいのではないかと思います。なんて言うか、奈良を感じられるとか、賞味期限はありませんとか、そういうのがいいのではないかと思います。それでは、まだ色々課題がありますけれども、将来色んなテーマで続けていくことを前提にそれから幾つかの書き方を工夫して頂くことで、今日皆さんに選んで頂いたものを候補として、知事さんに最終的に決めて頂くことにしたいと思えますので以上で終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

事務局： 委員の皆様、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。最後に事務局側から、福谷健夫景観環境局次長よりご挨拶させていただきます。

福谷次長： 次長をしております福谷でございます。本日は本当に長時間にわたりまして活発にご審議を頂きましてありがとうございました。特に、今回審査頂いた奈良県景観資産につきましては、奈良県の観光資源、県民の景観づくりの啓発の素材として頂いたご意見も踏まえながら活用していきたいというふうに考えております。個人的な想いですけれども、ひとくちに景観と言いましても、ここにいる気持ちですとか、そういうその季節であるとか、時間であるとか、そういうことによってかなり左右されるということを改めて認識をさせて頂いたように思っております。本日、色んなご意見を賜りました。そのことは今後我々事務局と致しましても充分生かすような形で計画をさせて頂きたいというふうに思っておりますので、引き続きご指導頂きますようによろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが終わりのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

会 長 _____

署名委員 _____